

財務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

（ 令 和 7 年 9 月 5 日
財 務 省 ）

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和7年2月18日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）に基づき、財務省が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

なお、「財務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和4年6月15日財務省環境配慮の方針推進委員会決定）については、廃止する。

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、財務省が行う全ての事務及び事業を対象とする。

II. 対象期間等

本計画は、2040年度までの期間を対象とする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、財務省の事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することを目標とする。

この目標は、財務省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

財務省の船舶・航空機の使用に伴う排出については、2030年度までは上記の削減目標の対象外とする。これらの活動からの排出量削減に向けては、まずは実行可能な削減対策に率先して取り組むとともに、排出量の把握を行い取組の進捗状況を点検することとする。

IV. 個別対策に関する目標

1. 太陽光発電の導入

2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備が設置され、2040年度には100%設置されることを目指す。

2. 新築建築物のZEB化

今後予定する新築事業については、原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。

また、2030年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

3. 電動車の導入

財務省の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。

4. LED照明の導入

既存設備を含め財務省のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

5. 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達

2030年度までに財務省で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。また、2030年度以降について、再生可能エネルギー電力を60%以上調達した上で、2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

V. 措置の内容

政府実行計画に定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。なお、取組を実施するために有効な具体的、細目的な措置及び技術的支援の在り方並びに効果的な取組に関する情報提供等について、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議において決定・提示があった場合には、それを踏まえることとする。

1. 再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組

(1) 太陽光発電の導入

ア 財務省が新築する庁舎等の建築物における整備

財務省が新築する庁舎等の建築物については、その敷地も含め、日射条件や屋上を避難所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

イ 財務省が保有する既存の庁舎等の建築物における整備

財務省が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

ウ 整備計画の策定

これまでの整備計画の達成状況と今後の庁舎等の新築及び改修等の予定も踏まえ、ア及びイに基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

(2) 太陽光発電設備の設置及び維持管理に当たっての留意事項

ア 太陽光発電設備は、設置する建築物に適した整備を行うものとし、太陽光発電設備の設置により、建築物本来の機能及び使用目的を損なわないよう留意するとともに、反射光など周辺環境への影響にも配慮する。

イ 太陽光発電の導入に当たっては、実現性を検討し必要に応じ、PPAモデル※の活用も検討する。

※ 事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電などを無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用料をPPA事業者（電気を利用者に売る電力事業者）に支払うビジネスモデルを想定している。

(3) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の最大限の活用

ア 太陽光発電により生じた余剰電力の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池を積極的に導入する。

イ 建築物の規模、構造等の制約を考慮しつつ、財務省の保有する建築物に地中熱、バイオマス熱、太陽熱、雪氷熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入する。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

ア 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。

イ 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえ、今後予定する新築事業については原則 **ZEB Oriented** 相当以上としつつ、2030年度までに、新築建築物の平均で **ZEB Ready** 相当となることを目指す。また、2030年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

ウ 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、窓のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。

また、増改築時にも省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、加えて、建具や設備の改修を含む大規模改修を実施する場合は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（平成27年法律第53号）に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、省エネ基準を超える **ZEB** 等の省エネ性能を満たすことが可能な建築物においては、当該性能を積極的に満たす建築物を目指す。また、内装改修のみを予定しているような場合でも、内装改修と併せて、省エネ性能向上のための措置の実施について検討し、可能な限り実施するなど、計画的な省エネ改修の取組を推進する。

エ 庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入するなど、温室効果ガスの排出の少ない設備の導入を図る。

オ 機器の効率的な運用に資するため、温度センサーや空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を図る。

カ 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器について、冷却性能の低下などの異常の認められる段階に至る前に早期に冷媒の漏えいを発見することによって、余分な電力消費や温室効果ガス排出を削減する。

キ 適切な室温管理に当たり、以下の取組を行う。

(ア) 人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)及び事務所衛生基準規則(昭和47年労働省令43号)において、執務室の気温等に関する基準が示されていることに留意しつつ、気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、庁舎内における適切な室温管理を図る。また、使用していないエリアの空調停止や送風機による空気循環、服装の工夫など、省エネルギー行動も併せて実践する。

(イ) コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努める。

ク エレベーターの運転の高度制御、高効率LED照明の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。

ケ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。

コ 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発報や一部電力の遮断(防災上必要な部分を除く。)などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を図る。

サ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

シ 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。建築物の規模・用途等を踏まえ、省エネルギーに資する燃料電池やコージェネレーションを積極的に導入する。

ス 燃料を使用する設備については、燃料使用量の継続的な削減を進めるとともに、脱炭素化された電力による電化やカーボンニュートラルな燃料への転換等を進める。なお、設備の脱炭素化にあたっては、BCP、地域特性、技術動向も踏まえて検討する。

セ 省エネルギー診断の実施に当たっては、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)の基本方針及び以下の方針に基づき進める。

(ア) 財務省の各施設における積極的な省エネルギー診断の実施に努める。

(イ) すでに省エネルギー診断を実施済みの施設については、診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行うとともに、そこで得られた知見を、施設の規模や用途が類似している他の施設に横展開し、更なる省エ

エネルギーに向けた取組を行うこととする。

- (ウ) 施設・機器等の更新時期を踏まえ、高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画し、実施する。その際、ESCOの活用を検討する。
- (エ) エネルギー管理の徹底を図るため、小規模庁舎に比べて削減ポテンシャルが高いと考えられる大規模な庁舎から順次ビルのエネルギー管理システム（BEMS）を導入し、エネルギー消費量の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善を図る。なお、BEMSの導入に当たっては、経済合理性にも配慮する。

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

建築物の運用時に加え、以下の取組を始め、建築物の資材製造から解体（廃棄段階を含む。）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出の削減に努める。

ア 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。

イ 建設廃棄物の抑制を図るため、以下の取組を行う。また、建設廃棄物処理指針（平成22年度版）に基づき、建設廃棄物等の発生抑制、再生利用について仕様書等に明示するよう努め、建設業者による建設廃棄物等の適正処理のみならず、発生抑制、再生利用促進による焼却量低減を促す。

(ア) 建設業に係る指定副産物の再生利用や新規用途の開発を促進する。

(イ) 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。

ウ 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図るため、以下の取組を行う。

(ア) 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。

(イ) 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。

(ウ) 節水トイレ、感知式の洗浄弁、自動水栓など節水に有効な器具などを設置

し、また、排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。

エ 「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）及び「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」（令和4年3月31日財務省）に基づき、積極的に木造化を推進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則として全て木造化を図るものとし、また、高層・低層にかかわらず、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。また、グリーン購入法の基本方針に基づき、合法性が証明された木材又は間伐材での木造化及び内装等の木質化に取り組むものとする。

オ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、HFCを使用しない建設資材の利用を促進する。

カ 建築物の建築等に当たっては、エネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促すとともに、出入車輛から排出される温室効果ガスの削減を発注者として促す。

キ 敷地内の緑化や保水性舗装、散水について、以下の取組を行う。

(ア) 庁舎等の敷地に植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装を整備し、適切な散水の実施に努める。

(イ) 敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図る。

ク 建築工事の設計者を選定する際、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号）の基本方針にのっとり、温室効果ガスの排出削減技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。

ケ 業務用エアコンの冷媒に用いられているHFCについて、機器使用時の冷媒の漏えいを監視するとともに、機器廃棄時にHFCを適切に回収する。

(3) 新しい技術の率先的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるなど、脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1) 電動車の導入

公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。また、公用車等の効率的利用等を図るとともに、公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

(2) LED照明の導入

既存設備を含めたLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。

(3) 再生可能エネルギーの電力調達の推進

ア 電力調達に際しては、環境配慮契約法の基本方針に基づき、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。

イ 再生可能エネルギー電力の調達に当たっては、必要に応じて複数施設の電力契約を共同で実施する共同調達をはじめとした調達手法の工夫についても検討し、また、再生可能エネルギー電力の需給バランスなど、電力市場の動向も考慮する。また、長期的には、追加性を意識し再エネ導入量の増加に寄与する電力調達の方法を検討する。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

ア パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものについては廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択する。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。

イ 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底する。

(5) GX製品の率先調達

グリーンスチールが使用された電動車やオフィス家具などの調達を進める。また、公共工事を実施する際にも（事業の特性を踏まえつつ）、グリーンスチールが使用された資材等について、財務省として率先調達に努める。

(6) その他

ア 自動車利用の抑制等

- (ア) Web会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- (イ) 通勤時や業務時の移動において、極力、鉄道、バス等公共交通機関を利用する。特に霞ヶ関地域においては、警備上・業務上支障がある場合を除き、移動時の公用車の使用を控え、徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。
- ・警備上支障のある場合
- 例：大臣車、次官車、その他警備上特別の配慮を必要とする車両
- ・業務上支障のある場合
- 例：緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合
- (ウ) タクシー券の適切な管理を一層徹底し、不要不急のタクシー利用を行わないこととし、タクシーを利用する場合は、電動車の優先利用を図る。

イ 節水機器等の導入等

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

- (ア) 物品の調達に当たっては、再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入する。
- (イ) 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- (ウ) 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。
- (エ) プラスチック製の物品の調達に当たっては、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）にのっとり、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

エ 用紙類の使用量の削減

- (ア) 書類の電子化や電子決裁の徹底により、ペーパーレス化を一層推進する。
- (イ) 財務省の内部で使用する資料に加え、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても、ペーパーレス化を進めるととも

に、やむを得ず用紙を使用する場合は、両面印刷・両面コピーを徹底するとともに、簡素化・規格の統一化を進め、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。

- (ウ) 不要となった用紙類（ミスコピー、使用済文書、使用済封筒等）については、再使用や再生利用を徹底する。特に、裏紙使用が可能な場合は、裏紙使用を徹底する。また、シュレッダーの使用は、秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。
- (エ) コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、部局単位など適切な単位で把握・管理し、使用量の見える化を図ることで、削減を推進する。
- (オ) F A Xは、その他の媒体でのやりとりが困難である場合を除き、原則として使用しないこととする。

オ 再生紙の使用等

- (ア) 購入し、使用するコピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙とすることを徹底する。
- (イ) 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

カ 合法木材、再生品等の活用

- (ア) 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- (イ) 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成28年法律第48号）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
- (ウ) 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

キ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

- (ア) 庁舎内の自動販売機を、エネルギー消費が少なく、また、H F Cを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促すとともに、使用実態を精査し、設置台数の減少など適正な配置を促す。
- (イ) コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等における営業時間の短縮など省

エネルギー化を促す。

ク フロン類の排出の抑制

- (ア) 業務用ヒートポンプ給湯器、コンビニエンスストアなどの庁舎内の売店における冷凍・冷蔵ショーケース、食堂などで使用される業務用冷蔵庫、路面の融雪設備などについて、自然冷媒などの低GWP冷媒を使用する製品を率先して導入する。
- (イ) 施工不良を原因とする冷媒漏えいを確実に防止するため、コンビニエンスストアなどの庁舎内のテナントを含めて冷媒にHFCを使用する業務用冷蔵冷凍機器・業務用エアコンの設置時には、冷媒配管について気密試験を実施する。
- (ウ) 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の管理に当たっては、保有機器リストを作成のうえ、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づいて、機器の点検や点検記録等の保存を行う。同法に基づいて1年間の使用時漏えい量を算定した上で、1000t（CO₂換算）を超えてしまった場合には財務大臣に報告をする。なお、使用時漏えい量の算定に当たっては、業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の機種別の内訳を把握する。
- (エ) 点検記録等の保存に当たっては、冷媒管理システム（RAMS）または民間が提供する同等のシステムを導入し、電子化する。
- (オ) 冷媒にHFCを使用する業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の廃棄時には、機器の撤去を委託した外部業者と調整して機器内の冷媒回収に必要な作業環境・作業時間を十分に確保の上、同法の基準に則って冷媒回収を徹底する。
- (カ) 庁舎や研修施設などにおいて、家庭用エアコンとして製造・販売されている製品を使用・廃棄する場合には、当該製品が特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の適用対象となることを踏まえて、同法にのっとった適切な回収が確実になされるように処理する。具体的には、買換え後の新しい製品を購入する小売業者などに廃棄する古い製品の引取りを依頼して、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写しの交付を受ける。

ケ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF₆）の回収・破壊等

庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力六ふっ化硫黄（SF₆）の回収・破壊、漏えいの防止を行うよう努める。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3R+Renewable

ア 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律にのっとり、財務省として率先して排出の抑制、リサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。また、庁舎等で使用するプラスチック使用製品については、再生素材や再生可能資源等への切替えを実施する。

イ 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。

ウ ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図る。

エ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。

オ 食べ残し、食品残しなどの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。

カ 食品ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を積極的に行う。

キ 会議運営の庶務を外部事業者に委託する場合には、グリーン購入法の基本方針に基づき、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

(2) 財務省主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

ア 財務省が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行う。

イ 財務省が後援等をする民間のイベントについても、アに掲げられた取組が行われるよう促す。

(3) 以下の目標・取組については、現状、財務省において導入可能ではないが、今後、導入可能と判断された場合は、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立、コストとのバランス等）及び導入に伴う影響等を踏まえながら導入を検討していく。

ア ペロブスカイト太陽電池の導入の検討

イ CO₂吸収型コンクリートの活用の検討

ウ 財務省の事務・事業における Scope 3 排出量への配慮の検討

5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

ア 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図る。水曜日の定時退庁の一層の徹底を図るため、水曜日の午後5時以降は、業務上やむを得ない場合を除き、原則として、会議の開催、協議文書の協議等を実施しないこととする。

イ 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化の一層の徹底を図る。

ウ テレワークの推進やWeb会議システムの活用等により、多様な働き方を推進する。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

ア 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。

イ パンフレット、省内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。

ウ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

(3) 職員に対する脱炭素ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。また、デコ活宣言の実施について検討する。

VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- ① 本計画の推進・評価・点検は、財務省地球温暖化対策推進本部（仮称）において実施するものとする。本計画の推進・評価・点検の管理統括は、総合政策課政策推進室が行う。
- ② 本計画の点検結果については、毎年度、中央環境審議会の意見を聞いて、その意見とあわせて地球温暖化対策推進本部幹事会に報告し、取りまとめ結果をホームページ等適切な方法を通じ公表する。

VII. 独立行政法人等における計画策定等に関する取組

財務省が所管する独立行政法人及び特殊法人に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促すこととする。また、これらの法人において計画を策定してい

ない場合にはその理由を把握するよう努める。なお、本取組の点検については、VIの実施状況の点検を通じて行う。

VIII. 組織・施設ごとの温室効果ガス排出削減計画

排出削減計画は、まず2030年度に向けた計画を定めることとし、それ以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に削減目標と整合する排出削減計画を定める。

【総括表 財務省全体】

財務省温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	8,994,514	6,049,196	6,404,457	-28.8%
施設の電気使用	kg-CO2	66,867,764	34,830,761	13,757,480	-79.4%
(電気使用量)	kWh	159,589,501	152,538,295	138,596,762	-13.2%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.419	0.228	0.1	-0.319
施設の燃料使用	kg-CO2	20,095,057	21,619,454	16,949,332	-15.7%
その他	kg-CO2	—	—	—	—
合計	kg-CO2	95,957,334	62,532,899	37,111,269	-61.3%

※ 電気使用に由来する温室効果ガスの算定にあたっては、調整後排出係数を使用。

財務省温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	20（246 件） （2023 年度）	50
公用車に占める電動車の割合	%	59（2023 年度）	100
LED照明の導入割合	%	51（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	23（2023 年度）	60

※ 2030 年度以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に目標を設定することとする。

【財務省本省・国税庁】

財務省本省・国税庁の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	227,000	133,176	134,366	-40.8%
施設の電気使用	kg-CO2	3,014,613	1,128,422	651,908	-78.4%
(電気使用量)	kWh	7,780,790	6,092,477	6,519,079	-16.2%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.387	0.185	0.1	-0.287
施設の燃料使用	kg-CO2	938,984	491,149	431,499	-54.0%
その他	kg-CO2	—	—	—	—%
合計	kg-CO2	4,180,597	1,732,935	1,217,773	-70.9%

財務省本省・国税庁の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
		設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%
公用車に占める電動車の割合	%	91（2023 年度）	100
LED照明の導入割合	%	84（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	30（2023 年度）	60

○ 主な削減対策と削減効果

- (1) 設備改修等ハード対策
 - ・ 照明器具のLED化
- (2) 運転・管理等ソフト対策
 - ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理
 - ・ 昼休み事務室内照明消灯（不在スペースの消灯）、庁舎内照明の一部消灯等

○ 推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、大臣官房会計課長とする。
- (2) 大臣官房会計課において、国税庁長官官房会計課と協力し、定期的に、財務省本庁舎等の電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、職員全員に周知する。
- (3) 大臣官房会計課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加等を行うものとする。

【地方支分部局等】

財務省税関研修所の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
施設の電気使用	kg-CO2	326,131	108,611	62,446	-80.9%
（電気使用量）	kWh	734,723	591,857	624,455	-15.0%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.444	0.184	0.1	-0.344
施設の燃料使用	kg-CO2	364,650	251,069	276,036	-24.3%
その他	kg-CO2	—	—	—	—%
合計	kg-CO2	690,781	359,680	338,482	-51.0%

財務省税関研修所の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	100（2件） （2023 年度）	50
公用車に占める電動車の割合	%	—	—
LED照明の導入割合	%	100（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	30（2023 年度）	60

○ 主な削減対策と削減効果

- (1) 設備改修等ハード対策
 - ・ 照明器具のLED化
- (2) 運転・管理等ソフト対策
 - ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理
 - ・ 昼休み事務室内照明消灯、庁舎内照明の一部消灯等

○ 推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、税関研修所副所長とする。
- (2) 税関研修所総務課において、定期的に電力・ガス等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し。職員全員に周知する。
- (3) 税関研修所総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、職員にソフト対策の強化を指示する。

財務省関税中央分析所の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
施設の電気使用	kg-CO2	264,958	88,098	45,899	-82.7%
(電気使用量)	kWh	597,238	479,473	458,990	-23.1%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.444	0.184	0.1	-0.344
施設の燃料使用	kg-CO2	23,250	19,214	23,250	増減無し
その他	kg-CO2	—	—	—	—%
合計	kg-CO2	288,208	107,312	69,149	-76.0%

財務省関税中央分析所の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)	%	—	—
公用車に占める電動車の割合	%	—	—
LED照明の導入割合	%	99 (2023 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	30 (2023 年度)	60

○ 主な削減対策と削減効果 運転・管理等ソフト対策

- ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理
- ・ 昼休み事務室内照明消灯、庁舎内照明の一部消灯等

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

○ 推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、関税中央分析所総務課長とする。
- (2) 関税中央分析所総務課長において、定期的、電力、ガス、燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、職員全員に周知する。
- (3) 関税中央分析所総務課長は目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、職員にソフト対策の強化を指示する。

西ヶ原研修合同庁舎の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
施設の電気使用	kg-CO2	187,265	86,959	57,227	—
(電気使用量)	kWh	421,942	473,217	572,271	—
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.444	0.184	0.1	—
施設の燃料使用	kg-CO2	126,636	76,217	97,546	—
その他	kg-CO2	—	—	—	—
合計	kg-CO2	313,901	163,176	154,773	—

※本合同庁舎は財務省本省研修所等の施設を集約して2017年に建築されたもの。2013年度については該当する数字がないため、環境省の整理により、便宜的に財務省本省研修所の実績値を記載していることから、13年度比は「—」と記載。

西ヶ原研修合同庁舎の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
公用車に占める電動車の割合	%	—	—
LED照明の導入割合	%	75（2023年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	30（2023年度）	60

※本合同庁舎の「温室効果ガス排出削減計画」及び「温室効果ガス削減対策及び目標」については、財務省部分のみで策定し、入居している他省庁分は含めていない。

○ 主な削減対策と削減効果

(1) 設備改修等ハード対策

- ・ 照明器具のLED化

(2) 運転・管理等のソフト対策

- ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理
- ・ 昼休み事務室内照明消灯、庁舎照明の一部消灯等

※ 電気事業者に変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削除に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

○ 推進体制

(1) 対策の実施責任者は、大臣官房会計課長とする。

(2) 大臣官房会計課において、定期的に、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、職員全員に周知する。

(3) 大臣官房会計課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加等を行うものとする。

財務省会計センターの温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	3,846	1,418	2,696	-29.9%
施設の電気使用	kg-CO2	341,801	200,176	72,788	-78.7%
（電気使用量）	kWh	1,054,941	1,082,031	727,882	-31.0%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.324	0.185	0.1	-0.085
施設の燃料使用	kg-CO2	45,206	35,268	23,961	-47.0%
その他	kg-CO2	—	—	—	—%
合計	kg-CO2	390,853	236,862	99,445	-74.6%

財務省会計センターの温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	100（1件） （2023 年度）	50
公用車に占める電動車の割合	%	100（2023 年度）	100
LED照明の導入割合	%	91（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	30（2023 年度）	60

○ 主な削減対策と削減効果

(1) 設備改修等ハード対策

- ・ LED照明の導入

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理
- ・ 昼休み事務室内照明消灯、庁舎内照明の一部消灯等

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

○ 推進体制

(1) 対策の実施責任者は会計センター総務室長とする。

(2) 会計センター総務室において、大臣官房会計課から定期的に電気・ガス・燃料等の使用量の報告を受け、目標達成の見込みを職員全員に周知する。

財務省財務局の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	402,967	218,255	250,711	-37.8%
施設の電気使用	kg-CO2	4,234,827	3,836,268	782,898	-81.5%
（電気使用量）	kWh	8,949,792	8,838,704	7,828,977	-12.5%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.473	0.434	0.1	-0.373
施設の燃料使用	kg-CO2	1,880,710	1,580,190	1,476,649	-21.5%
その他	kg-CO2	—	—	—	—%
合計	kg-CO2	6,518,504	5,634,751	2,510,258	-61.5%

財務省財務局の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
公用車に占める電動車の割合	%	78（2023 年度）	100
LED照明の導入割合	%	35（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	9（2023 年度）	60

○ 主な削減対策と削減効果

(1) 設備改修等ハード対策

- ・ LED照明の導入

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理
- ・ 昼休み事務室内照明消灯、庁舎内照明の一部消灯等

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

○ 推進体制

1 地方支分部局全体の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、大臣官房地方課長とする。
- (2) 大臣官房地方課長は、定期的に、財務局の温室効果ガス排出量を把握して、財務局にフィードバックする。

2 各地方支分部局の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は各財務（支）局総務部長（北陸財務局は総務管理官、福岡財務支局は財務主幹。以下同じ。）とする。
- (2) 各財務（支）局会計課において、定期的に、電気・ガス・燃料等の使用量のもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成見込みを把握し、総務部長に報告するとともに、幹

部会等を活用して職員に周知する。

- (3) 各財務（支）局総務部長は目標の達成見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修のハード対策及びソフト対策の検討を行い、幹部会等において対策の強化を指示する。

財務省税関（地区税関）の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	1,690,026	1,422,483	1,219,350	-27.9%
施設の電気使用	kg-CO2	18,477,992	9,983,747	3,129,871	-83.1%
（電気使用量）	kWh	41,795,822	37,316,190	32,320,685	-22.7%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.442	0.268	0.1	-0.342
施設の燃料使用	kg-CO2	6,028,164	6,628,237	4,536,518	-24.7%
その他	kg-CO2	—	—	—	—%
合計	kg-CO2	26,196,181	18,034,468	8,885,739	-66.1%

財務省税関（地区税関）の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
公用車に占める電動車の割合	%	52 (2023 年度)	100
LED照明の導入割合	%	50 (2023 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	16 (2023 年度)	60

○ 主な削減対策と削減効果

(1) 設備改修等ハード対策

- ・ 電動車の導入
- ・ LED照明の導入
- ・ 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理
- ・ 昼休み事務室内照明消灯、庁舎内照明の一部消灯等

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

○ 推進体制

1 税関（地区税関）全体の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、関税局総務課長とする。
- (2) 関税局総務課長は、定期的に、税関の温室効果ガス排出量を把握して、税関にフィードバックする。

2 各税関の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は各税関総務部長とする。
- (2) 各税関会計課において、定期的に、電気・ガス・燃料等の使用量のもとに、温室効

果ガス排出量及び目標達成見込みを把握し、関税局総務課長及び総務部長に報告するとともに、税関内職員全員に周知する。

- (3) 各税関総務部長は目標の達成見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修のハード対策及びソフト対策の検討を行い、幹部会等において対策の強化を指示する。

国税局の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	6,658,163	4,264,171	4,788,690	-28.1%
施設の電気使用	kg-CO2	37,932,459	18,440,782	8,520,122	-77.5%
(電気使用量)	kWh	93,497,945	92,889,401	85,201,217	-8.9%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.406	0.199	0.1	-0.306
施設の燃料使用	kg-CO2	9,771,317	11,602,509	9,282,751	-5.0%
その他	kg-CO2	—	—	—	—%
合計	kg-CO2	54,361,939	34,340,462	22,591,563	-58.4%

国税局の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
公用車に占める電動車の割合	%	59（2023 年度）	100
LED照明の導入割合	%	57（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	27（2023 年度）	60

○ 主な削減対策と削減効果

(1) 設備改修等ハード対策

- ・ 公用車更新時の電動車の導入
- ・ 照明のLED化等

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理
- ・ 昼休み事務室内照明消灯（不在スペースの消灯）、庁舎内照明の一部消灯等
- ・ パソコンやコピー機等のこまめ対策

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

○ 推進体制

- (1) 対策の実施責任者は各国税局総務部長（沖縄国税事務所は次長。以下同じ。）とする。
- (2) 各国税局会計課において、定期的に、電気・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成見込みを把握し、実施責任者へ報告するとともに、幹部会等を通じ全職員へ周知する。
- (3) 各国税局総務部長は使用量等の報告を踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに各税務署等にソフト対策の強化を指示する。

税務大学校の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	12,511	9,770	8,644	-30.9%
施設の電気使用	kg-CO2	2,087,718	892,558	434,321	-79.2%
(電気使用量)	kWh	4,756,308	4,427,068	4,343,206	-8.7%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.439	0.202	0.1	-0.339
施設の燃料使用	kg-CO2	916,140	943,267	801,122	-12.6%
その他	kg-CO2	—	—	—	—%
合計	kg-CO2	3,016,369	1,796,439	1,244,087	-58.8%

税務大学校の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
公用車に占める電動車の割合	%	50（2023 年度）	100
LED照明の導入割合	%	61（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	29（2023 年度）	60

○ 主な削減対策と削減効果

(1) 設備改修等ハード対策

- ・ 公用車更新時の電動車の導入
- ・ 照明のLED化等
- ・ 庁舎設備の更新

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理
- ・ 昼休み事務室内照明消灯、庁舎内照明の一部消灯等

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

○ 推進体制

- (1) 対策の実施責任者は税務大学校副校長とする。
- (2) 税務大学校総務課において、定期的に、電気・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成見込みを把握し、実施責任者へ報告するとともに、全職員へ周知する。
- (3) 税務大学校副校長は使用量等の報告を踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに各地方研修所等にソフト対策の強化を指示する。